

葛飾区介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス 運営規定別紙料金表 2024年6月1日改定

事業所名:新宿在宅サービスセンター 管理者 落合 直人 連絡先 03-5648-8884

<利用料金表> 2024年4月改定

1. 基本サービス料金 【東京23区】

1単位あたり地域区分単価【1級地】 **¥10.90**

サービス内容略称	単位	単位数	全額負担金	介護保険適用時の自己負担額			備考
				1割	2割	3割	
要支援1・2 通所型サービスⅠ（5時間以上）	1回につき	436単位	¥4,752	¥476	¥951	¥1,426	1回につき ・要支援1 ⇒ 週1~2回 ・要支援2 ⇒ 週1~3回 ・事業対象者 ⇒ 週1回のみ

2. 各種加算料金

サービス内容略称	単位	単位数	全額負担金	介護保険適用時の自己負担額			備考
				1割	2割	3割	
通所型サービス入浴加算	1回につき	50単位	¥545	¥55	¥109	¥164	
サービス提供体制加算Ⅰ1	1月につき	59単位	¥643	¥65	¥129	¥193	事業対象者・要支援1
サービス提供体制加算Ⅰ2	1月につき	117単位	¥1,275	¥128	¥255	¥383	要支援2
厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対して通所介護を行った場合に算定します。 ※介護職員の総数(常勤換算)に占める勤続年数10年以上の介護福祉士の総数(常勤換算)の割合が25%以上の場合で算定します							
科学的介護推進体制加算	1月につき	40単位	¥436	¥44	¥88	¥131	
利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を通所介護の適切かつ有効な提供に活用している場合に、算定します。							
若年性認知症利用者受入加算	1月につき	240単位	¥2,616	¥262	¥524	¥785	若年性認知症利用者に対して介護サービスを行った場合に、受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を決めている場合。また、若年性認知症利用者に対して、特性やニーズに応じた介護サービスを提供した場合算定します。
通所型サービス処遇改善加算Ⅰ1	1月につき	175単位	¥1,907	¥191	¥382	¥573	キャリアパス要件及び定量的要件をすべて満たす対象事業所に該当

(2) 食事代

一食あたり 650円

(3) 嗜好品費(おやつや飲み物)

一食あたり 50円

(4) 延長料金(本人もしくは家族の希望で、営業時間を越えた場合)

一食あたり 500円

(5) 通所介護サービス利用料については、所得に応じた減免処置制度があります。

\* おむつは、ご持参ください。

\* 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

○サービス提供証明書を後日各区の窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

#### <キャンセル規定>

○利用当日午前8時30分以降のキャンセルは、食事代として650円を頂きます。

#### <健康上の理由による中止>

①風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります

②当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。

③ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。